

議提第6号

「非核日本宣言」を求める意見書

会議規則第14条の規定により、「非核日本宣言」を求める意見書を次のとおり提出する。

平成21年9月17日 提出

提出者	北本市議会議員	中 村 洋 子
賛成者	北本市議会議員	湯 澤 清 訓
賛成者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
賛成者	北本市議会議員	伊 藤 堅 治
賛成者	北本市議会議員	三 宮 幸 雄
賛成者	北本市議会議員	大 澤 芳 秋

北本市議会議長 高 橋 節 子 様

## 「非核日本宣言」を求める意見書

核兵器のない世界を実現するために、いま国内外で大きな努力が求められています。

2000年5月、核保有5カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望をもって新たな世紀を迎えました。しかし、それ以後9年を経たいまも、「約束」実行の道筋はついていません。いまなお世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言さえくりかえされています。新世代の核兵器開発がおこなわれる一方、北朝鮮の核実験にみられるように拡散の危険も現実のものとなっています。

こうした状況を打開するために、日本政府にはヒロシマ・ナガサキを体験した国として、核兵器の廃絶の努力を世界によびかけ、促進する強い義務があります。

また、その努力を实らせるためには、みずからも証として「核兵器をもたず、つくらず、持ち込まさず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければなりません。

私たちは、日本政府が、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の厳守」をあらためて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 【提出先】

内閣総理大臣・外務大臣